

## 身延山大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は、大学設置基準は満たしているものの、現時点では、「学生の受け入れ」および「財務」に関して問題点が認められる。なお、これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの認定は保留する。

したがって、正会員への加盟・登録の判定を保留する。

本協会の大学基準は、「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である」としている。

本協会では、この視点に立って評価を行った結果、貴大学は、講義の多くが受講者数10人未満の規模で行われ、「日本で一番小さな大学」にふさわしい環境にあるが、上記大学基準のうち、「学生の受け入れ」に関して、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が63%、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）が76%とともに大幅な定員割れをおこしていること、そのため、「財務」に関しても、財務状況が長期的に改善される保証がなく、貴大学が目標とする「健全なる財政基盤」が確立できているとは言えないこと、などの点で深刻な事態に陥っていると判断した。

貴大学は、これらの課題を認識して、2005（平成17）年度の仏教福祉学科新設やコース制の設定、多様な入試方法の採用などの自助努力を行っているが、なお将来性は不透明である。地理的条件や教育・研究の特殊性を持つ事情があるとはいえ、安定した管理運営体制を整備するために更なる改善努力が必要であり、その成果を見極める必要があることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの認定を保留とするものである。

なお、「自己点検・評価委員会」が十分に機能していない点についても、早急に改善をする必要がある。今回の『自己点検・評価報告書』における「将来にむけての改善・改革の方策」は、検討課題の列記に留まっており、検証が不足している点は否めない。自己点検・評価で十分な検証を行うことが改善への取り組みの契機となる。このことは、財務に関する点検・評価にも現れている。深刻な財務状況であるにもかかわらず、『自

己点検・評価報告書』には財務比率について分析する記述がなかった。今後の自己点検・評価においては、貴大学の財務比率を明示して財務分析を行い、学園関係者が現状と課題を具体的に共有して改善に取り組む必要がある。

さらに、学生数が少ないことから個人レベルで相談や意見の聴取をしやすい状況ではあるが、学生的心声を授業改善に反映させるための方策やハラスメントに関する相談体制の整備に向けて、組織的な対応が望まれる。同時に、入学試験に関する情報、図書館をはじめとする大学の施設開放に関する情報、財務情報など、貴大学の情報公開の範囲が学園関係者にとどまっているものが多いため、今後一層、情報公開に向けて努力することが望まれる。

ついで、保留の期限を 2010（平成 22）年 3 月末とするので、下記の総評および提言に従って改善に向けて努力し、その結果を 2009 年（平成 21）年 6 月末までに報告するよう要請する。本協会は、報告書の提出を待って、改めて大学基準への適合認定ならびに本協会への加盟・登録の判定を行うものとする。

本協会への加盟判定に対する保留期間のうちに、大学の理念・目的を追求して「仏教系大学」「少人数」という貴大学の特色をいかに生かすか、そのために少ない教職員と物的な諸資源をいかに有効に活用するか、その方策を明確に打ち出し、学生の確保に向けて特段の努力を行って一定の成果をあげられたい。また、学園と設立母体が力を合わせて、財務の到達目標である「健全なる財政基盤の確立」を達成するための財務計画を早急に樹立し、その計画を着実に実行されたい。今回の評価結果を契機として、貴大学が改善への取り組みに全力を尽くし、発展されることを期待する。

## II 総 評

### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は 1556（弘治 2）年に設置された学問所「善学院」を直接の起源とする。その後、1941（昭和 16）年の身延山専門学校の設置、1949（昭和 24）年の身延山短期大学への昇格を経た後、1995（平成 7）年に身延山大学に改組転換して今日に至っている。

日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論および応用を教授して、社会のために身を以って尽くすことのできる人間の養成という特色ある建学の精神を有している。これらを周知・浸透させるために学生向けの「学園講座」を年間 5 回開催するほか、オープンキャンパスなどをおして、県下および地域社会に対しても建学の精神に関わる講座を積極的に展開している。

### 二 自己点検・評価の体制

自己点検・評価を行うことは学則にも明記しており、そのための委員会規程も整えているが、委員会活動が行われてこなかった。2005（平成17）年度から新たな展開が始まっているが、組織的に対応する態勢が十分とは言えず改善することが求められる。

『自己点検・評価報告書』の記述については、点検・評価項目として設定されている事項であっても詳しく記載できていない箇所があり、特に「学生生活」や「管理運営」に関する点検・評価が手薄になっていた。また、「将来にむけての改善・改革の方策」は、検討課題の列記にとどまっており、検証が不足している点は否めない。自己点検・評価において十分な検証を行うことによって、気付かなかった問題点を把握することや長所を再認識することが可能になり、改善への取り組みの契機となる。今後はより精密で多面的な自己点検・評価を実施することが望まれる。

### 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

#### 1 教育研究組織

貴大学は、1995（平成7）年に仏教学部仏教学科の1学部1学科で発足したが、1999（平成11）年度から仏教学科に「仏教探求コース」と「仏教教養コース」の2つのコースを設けた。さらに、2005（平成17）年度からは、仏教学部に「介護福祉コース」と「児童福祉コース」からなる仏教福祉学科を増設した。

大学の理念・目的を現代社会に具現すべく、また学部としての独自性・独創性をアピールする上で改革を進め、学科の改組などの取り組みを行っている。また、各学科にコースを設置し、仏教教育、僧道教育、仏教文化教育、仏教福祉教育など、仏教系大学の特色を生かしながら、広い分野にわたって教育・研究を行う組織づくりに努めている。

#### 2 教育内容・方法

##### （1）教育課程等

1～2年次の間は「基礎ゼミ（I～IV）」を必修とし、統一された授業内容に沿って学びのスキルアップを図り、導入教育への取り組みを組織的に行っている。

しかし、学生の多彩なニーズに対応するために全学年の学生を履修対象にした科目が多く、学生が明確な目標を持って授業を選択しない限り、体系的なカリキュラムを構築することは難しい。自主性を重視した履修方法ではあるが、カリキュラムを体系的に履修するための取り組みが必要である。

##### （2）教育方法等

合宿形式による新入生オリエンテーションを実施し、教職員が一体となって履修指導やガイダンスにあたっていることは評価できる。ただし、学生の授業選択の自由度を高めることを目的としたカリキュラムであるため、担任制度やゼミナール等を活用

し、学生が体系的に授業科目を履修するように、少人数教育の強みをさらに生かしたきめ細かい指導を続けていく必要がある。また、学生の声が授業改善に反映させるための対応も望まれる。

2005（平成17）年度以降の入学生に対して、1年間に履修登録できる単位数の上限を、それまでの44単位から60単位に引き上げているが、単位制度の趣旨に沿って、予習・復習等の教室外での学修時間を確保するためには改善が必要である。

### （3） 教育研究交流

ラオス情報文化省と共同で実施している、現地での仏像調査修復活動や、仏像制作・修復室で指導を受けている学生が現地で活動していることは、ユニークな取り組みである。しかし、全体的に国内外の他の教育・研究機関との交流が少ない。貴大学の特色を生かし、ラオスでの交流を教育に還元していくための工夫や、日本の他の仏教系大学との交流を展開することが望まれる。

## 3 学生の受け入れ

すべての選抜方法で面接を実施している点は、さまざまなレベルの志願者に門戸を開くという大学の入学者受け入れ方針と合致している。

入学定員で恒常的に著しい欠員が生じていることへの対処として学科改組に取り組んだ意欲は見て取れるが、それでもなお厳しい事態が続いているので、本協会としては、定員管理の適切性について今後の推移を見守る必要がある。

また、過去の入学試験問題の開示や、面接と筆記試験の配点比重といった入学試験に関する情報の開示など、受験生に対して説明責任を果たすための方策が望まれる。

## 4 学生生活

学生数が少ないことから、きめ細かな学生支援を行える条件が整っている。しかし、今後は仏教福祉学科の学生を中心に、多様な進路選択を行うことが想定されるため、キャリア形成支援ができる体制を整備する必要がある。

また、ハラスメント防止のための組織的な取り組みについても、更なる努力が望まれる。

## 5 研究環境

教員組織が小さいために専任教員の担当授業時間数が比較的多く、さまざまな事務業務にも携わっているなかで、積極的に研究発表などを行っている。しかし、学務で研究時間の確保が難しい状況や、在外研修員や国内研究員の制度を運用できない状況になっているため、改善が必要である。

## 6 社会貢献

貴大学の施設を社会に開放するという方針からすると、大学関係者以外に対しても情報提供を積極的に行うことが望まれる。

公開講座の内容やラオスにおける仏像修復プロジェクトに関するパネル展示は、貴大学の特徴を生かした内容であるが、今後は仏教福祉分野でも社会に貢献していくことが望まれる。

## 7 教員組織

収容定員を充足した場合でも、専任教員1人あたりの在籍学生数が少ないため、密度の高い教育が期待できる。また、専任教員の年齢構成は、30歳代の割合が少なく40歳代の割合がやや多いものの、バランスはおおむねとれている。

しかし、仏教福祉学科の学年進行によって学生数の増加が見込まれるため、実習を伴う科目における学生の学修補助・支援体制が、現行のままで十分であるかどうかの検証を進めることが望まれる。

## 8 事務組織

学生数の少ない大学のために事務組織も小規模であり、教員と職員とが連携して事務局を組織している。少ない人員で業務を遂行するためには、事務職員1人ひとりの資質向上が不可欠であるため、研修への派遣を増やすなど、事務職員の能力開発を進めていくことが望まれる。

## 9 施設・設備

仏教福祉学科の設置に伴って一部の施設はバリアフリー化を進めて改善をはかり、更なる整備を検討する必要性を自ら指摘しているが、新築の社会福祉実習棟にエレベーターが設置されていない。施設のバリアフリー化に向けた改善に計画的かつ積極的に取り組むことが求められる。

## 10 図書・電子媒体等

全館の図書資料についてデータ入力を進めているが、情報検索面でのネットワーク整備に対する取り組みがさらに必要である。

同時に学生の利用サービス向上のために、開館日数の増加や開館時間の延長を検討することも望まれる。なお、大学関係者以外の図書館利用については、2006（平成18）年度以降、身延町民を中心とした一般利用者に開放しているので、地域での有効利用が進むことを期待したい。

## 1 1 管理運営

点検・評価報告書で自ら指摘しているように、学長選出に関して、望まれる学長像が共有されずに学長選考委員会構成員の各人の考えで候補者が選定される傾向があり、過去には問題点も生じたことは、大学の管理運営面では看過し得ない事柄である。大学全体で議論を進め、学長選出に係る問題点の検証・改善を進めていく必要がある。

## 1 2 財務

設立母体である宗教法人などの寄附金に依存しているという実態から、寄附金が増額された年度は一時的に財務状況が好転するが、長期的に改善される保証はない。困難な財務状況の下で学生確保や支出削減に努力していることは理解できるが、定員未充足の状況が続いているため、翌年度繰越消費支出超過額は恒常的に上昇し、帰属収入に対する割合もここ数年 100%台を推移している。さらに、『自己点検・評価報告書』にも記しているように、定員充足率が 100%になっても消費支出超過になるという実態では、目標とする「健全なる財政基盤」が確立されているとは言えない。

このような財務状況であるにもかかわらず、『自己点検・評価報告書』には財務比率について分析する記述がなかった。今後の自己点検・評価においては、貴大学の財務比率を明示して財務分析を行い、学園関係者が現状と課題を具体的に共有する必要がある。

なお、法人部門の借入金の処理を誤った結果、2004（平成 16）年度決算の消費収支内訳表で法人部門の一般寄附金にマイナスが付くことになった。このことは、単に会計処理という実務上の問題ですむことではなく、寄附金の受け入れや借入れの実施という学園の管理運営自体が問われかねない問題だと言える。今後、このようなことが起こらないよう、監事監査の充実を図ることも必要になる。2006（平成 18）年度から、監事にも研修を義務づけているとのことなので、今後とも、監査機能を向上するよう努められたい。同時に、監査の適切性・妥当性を確認していくためにも、今後の自己点検・評価では、監事がどのような方法で学校法人の財務および業務について監査しているか具体的に示していくことが必要である。

## 1 3 情報公開・説明責任

自己点検・評価の結果を社会一般に対して公表できていない。それ以外の事項についても、学園関係者の範囲での公表にとどまっているものが多いため情報公開が十分とは言えない。設立母体関係者をはじめとする支援者に対して具体的な説明を行うための改善が求められる。

財務情報に関しては、学園広報誌において財務三表を公開しているものの、財務状

況に関する解説は行っていない。深刻な財政状況で解説などを付すことの困難さは一面では理解できるが、設立母体関係者をはじめとする多くの関係者や支援者に対して、現状の問題と改善の方向について具体的に説明を行い、協力を得ることが必要であろう。また、ホームページでの財務三表の公開も望まれる。

なお、消費収支計算書を広報誌に掲載する際に、支出超過額を法人部門に集め、大学・高等学校では支出超過額がない状態で表示しているために、計算書類と齟齬をきたしている。同様に、2004（平成16）年度決算時の消費収支計算書の翌年度繰越消費支出超過額などを、間違えて予算数値で広報誌に掲載しており、業務遂行面で問題点があるといわざるを得ない。

### Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に必ず実現すべき改善事項や一層の改善を期待される事項を以下に列挙する。

#### 一 必ず実現すべき改善事項

##### 1 学生の受け入れ

- 1) 学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が63%、収容定員に対する在籍学生数比率が76%で大幅な定員割れをおこしている。学科の新設やコース制の設定、多様な入試方法の採用などの努力を行っているが、受験生確保に繋がっていない点で深刻な課題を抱えている。抜本的な対策が必要であり、より一層の定員確保に努められたい。

##### 2 財務

- 1) 困難な条件の下で管理経費の節減をはじめ、さまざまな努力をしていることは理解できるが、定員未充足の状況が続くなら、消費支出超過額は恒常的に上昇していくことが予測される。さらに、『自己点検・評価報告書』にも記しているように、定員充足率が100%になっても消費支出超過になるという状況にある。学園と設立母体が力を合わせて、財務の到達目標である「健全なる財政基盤の確立」を達成するための財務計画を早急に樹立し、その計画を着実に実行することで、財務改善を図られたい。

#### 二 一層の改善を期待される事項

##### 1 教育内容・方法

###### (1) 教育方法等

- 1) 学生の匿名化が困難な点など学生数の少ない大学に特有の問題点を伴うが、授業の目標や内容がシラバスの記載内容に沿っていたかなどを、受益者である学

生の声を聞くことでチェックを行い、授業の改善に役立てることが望まれる。そのための方策について、貴大学の实情にあった方法を早急に検討すべきである。

- 2) 資格取得のために開講している科目を、卒業要件を満たす科目として扱っている事情から、2005（平成 17）年度以降の入学生に対して、1 年間に履修登録できる単位数の制限を、それまでの 44 単位から 60 単位に引き上げている。また、進級要件を廃止して 4 年次までの進級を認めている。資格取得を目指さない学生までもが多くの科目を履修登録し、各科目の学修の密度を低下させることが危惧されるので、単位制度の趣旨に沿った改善が必要である。

## 2 学生の受け入れ

- 1) 入試広報活動の内容以外にも、定員を充足させるための検証を行うことが望まれる。また、過去の入学試験問題の開示や、面接と筆記試験の配点比重といった入学試験に関する情報の開示など、受験生に対して説明責任を果たすための方策が望まれる。

## 3 学生生活

- 1) セクシュアル・ハラスメントの防止について、相談員の氏名や相談する手順を記載した掲示物を作成しているが、そこには個々の相談員の連絡先を明示していない。また、相談員の研修会も実施していない。教職員や学生が少人数であるために、個人レベルで相談しやすく連絡も取りやすい状況ではあるが、組織的な対応ができる体制を築く必要があり、一層の努力が望まれる。

## 4 研究環境

- 1) 在外研修員や国内研修員に関する規程を制定しているが、過去 5 年間にわたり研修員を派遣した実績がないため、研修機会が保障されているとは言えない状態である。長期間にわたって研修する機会を持てるような配慮・工夫が望まれる。

## 5 社会貢献

- 1) 大学の施設を広く社会に開放するのであれば、利用規程などの整備や大学関係者以外への情報提供を行い、大学の施設を有効に活用することで社会との連携を深めていくことが望まれる。

## 6 教員組織



- 1) 仏教福祉学科の学年進行によって学生数の増加が見込まれるため、実習を伴う科目において学生の学修を補助・支援する人的支援体制が、現行のままで十分機能するかどうかの検証を進めることが望まれる。

## 7 施設・設備

- 1) 施設のバリアフリー化への対応は見受けられるが、新築の社会福祉実習棟にエレベーターが設置されていない。計画的に改善を進め、より積極的に取り組むことが求められる。

## 8 自己点検・評価

- 1) 「自己点検・評価委員会」を設置しているが、十分に機能しておらず、教授会や各種委員会がその不備を補っているため、委員会を適切に活動させることが望まれる。

## 9 情報公開・説明責任

- 1) 情報公開の範囲が学園関係者にとどまっているものが多いため、公表が十分ではない。学生や卒業生、保護者、第三者からの問合せや意見に対して、学内で組織的に対応し、説明責任を適切に果たす体制も整備できていないので、今後一層、情報公開に向けて努力することが望まれる。
- 2) 財務情報に関しては、設立母体関係者をはじめとする多くの関係者や支援者に対して、財務三表について具体的な説明を行うことが望まれる。そのためにも、学園広報誌への掲載にあたっては解説を付すなどの工夫が望まれ、さらにホームページでの公開も望まれる。

以 上

## 「身延山大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2006（平成18）年1月27日付文書にて、2006（平成18）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告いたします。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（身延山大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査が中心となって一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学審査分科会を開催し（開催日は身延山大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月16日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月6日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに判定委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を判定委員会で審議し、「評価結果」（原案）として貴大学に送付しました。同原案に対して貴大学から提示された意見を参考に原案は修正され、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「身延山大学資料2」のとおりです。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善を期待する事項」で構成されます。「必ず実現すべき改善事項」は、正会員にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分でないという事項に対し、義務的に改善を求めたものであり、今回加盟判定を保留する主たる理由となった事項です。貴大学には、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、2009（平成21）年6月末日までにこれをご提出いただきます。

一方、「一層の改善を期待する事項」は、教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「一層の改善を期待する事項」についても「必ず実現すべき改善事項」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「必ず実現すべき改善事項」と「一層の改善を期待する事項」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察、意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2007（平成19）年3月29日までにご連絡ください。

身延山大学資料1—身延山大学提出資料一覧

身延山大学資料2—身延山大学に対する加盟判定審査のスケジュール

## 身延山大学提出資料一覧

## 調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	17年度 身延山大学 学生募集要項 推薦入学試験要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	17年度 身延山大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	学生便覧 平成17年度 平成17年度 シラバス
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	身延山大学学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	身延山大学教授会規程
(7) 教員人事関係規程等	a.学校法人身延山学園教育職員任用規程 b.身延山大学特任教員規程 c.身延山大学教員の任用及び昇任・昇格に関する規程 d.学校法人身延山学園非常勤教職員規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	身延山大学学長の任命及び任期に関する規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	身延山大学自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人身延山学園セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程
(11) 寄附行為	学校法人身延山学園寄附行為
(12) 理事会名簿	学校法人身延山学園 理事・監事台帳
(13) 規程集	身延山学園規程集
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	該当なし
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし

資料の種類	資料の名称
(16) 図書館利用ガイド等	身延山大学図書館利用のご案内
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシャル・ハラスメントを防止しよう！
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職GUIDE
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室
(20) 財務関係書類	計算書類(平成12年度～16年度)

身延山大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2006年	1月27日	貴大学より加盟判定審査申込書・認証評価申請書の提出
	4月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4月6日	第1回判定委員会の開催（平成18年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4月13日	第1回大学財政評価分科会の開催
	4月25日	第432回理事会の開催（平成18年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5月15日 ～27日	評価者研修セミナー説明（平成18年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月7日	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月16日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月5日	大学審査分科会第10群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	9月20日	第3回大学財政評価分科会の開催
	10月6日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月14日	大学財政評価分科会によるヒアリングの実施
	11月30日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日	第2回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（原案）の貴大学への送付
2007年	2月10日	第3回判定委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（原案）を修正し、「評価結果」（案）を作成）
	2月27日	第440回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
	3月13日	第97回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）